平成２８年（フ）第６４７８号
東京都練馬区中村北１丁目20―12―302
破産者　高山成富こと　高　　成富
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４９８号
東京都世田谷区等々力７丁目21―15―101
破産者　熊倉　聡美
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０２号
東京都調布市小島町３丁目23―１―305
破産者　木曽　博子
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０７号
神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目68―６
破産者　宮崎　英司
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１６１号
福岡市博多区諸岡３丁目15番11―207号
破産者　安達　正広
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２８号
福岡市東区箱崎４丁目39番６号
破産者　佐田　誠一
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目４番１―411号　加藤ビル
破産者　里見奈美子
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７７号
山口県防府市高倉２丁目14番１―301号シャトウ山陽、前住所福岡市南区長丘５丁目22番24―１号
破産者　糸瀬　辰昌
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２５号
宮城県富谷市東向陽台１丁目17番13号
破産者　淺見　良一
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
長野県塩尻市大字広丘吉田747番地30、住民票上の住所長野県松本市埋橋１丁目10番６号
破産者　水野谷武士
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１０９４号
福岡市中央区地行１丁目15番31号、前住所福岡市早良区百道浜４丁目２番２―109号
破産者　山下　智子
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２４号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目１番地２
破産者　道下　　敏
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８０号
福岡県春日市大土居２丁目14番地
破産者　岩崎日出志
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２２号
福岡県古賀市千鳥１丁目４番８―106号
破産者　西岡あかね
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目19番８号（宇宿ビル４Ｆ）
破産者　鮎川真一郎
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目10番32号
破産者　田添　修美
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８９号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘２丁目1259番地の185
破産者　杉山　清惠
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３１号
茨城県日立市川尻町１丁目30番８号
破産者　小野崎一代
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１６３６号
横浜市中区山手町15番地24　セシリア山手202号室
破産者　網谷　　修
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６３７号
横浜市中区山手町15番地24　セシリア山手202号室
破産者　網谷なおみ
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部